JITBOXチャーター便約款

府運陸交第一〇号認可年月日令和三年一月十四日

目次

第一章　総則（第一条）

第二章　運送業務等

第一節　引受け（第二条 - 第十条）

第二節　引渡し（第十一条 - 第十五条）

第三節　指図（第十六条 - 第十七条）

第四節　事故（第十八条 - 第二十条）

第五節　オプション作業（第二十一条 - 第二十三条）

第六節　責任（第二十四条 - 第三十四条）

第一章　総則

（適用範囲）

第一条　当店の経営するJITBOXチャーター便事業に関する運送契約は、この運送約款の定めるところにより、この運送約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

第二章　運送業務等

第一節　引受け

（受付日時）

第二条　当店は、運送の申込みの受付日時を定め、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

2　前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

（申込み）

第三条　荷送人は、当店に荷物の運送の申込みをするとき、次の事項を口頭、書面又は電磁的方法による伝達により、発送予定日前日の当店が定める時間までに、当店に伝えなければなりません。

一　荷送人の氏名又は名称、住所又は所在地、電話番号及び郵便番号

二　荷受人の氏名又は名称、配達先、電話番号及び郵便番号

三　荷送人があらかじめ指図する荷物の引渡しを行う日（以下「お届け希望日」という。）

四　荷送人があらかじめ指図する荷物の引渡しを行う時間帯（以下「お届け時間帯」という。ただし、荷送人が希望しない場合は、指図しないことができます。）

五　荷物の品名、重量及び個口数

六　附帯作業（JIT指定納品、縦持ち・横持ち作業、2マンでの作業等を指し、以下、これらを「オプション作業」という。）

七　運送上の特段の注意事項（壊れやすいもの、変質又は腐敗しやすいもの等荷物の性質の区分その他必要な事項を記載するものとします。）

2　当店は、前項の申込みを引き受けない場合は、荷送人に対し、発送予定日の前日までに、その旨を通知するものとします。

なお、当店から引き受けない旨の通知なく発送予定日に至った場合は、申込みを引き受けたものとします。

（送り状）

第四条　当店は荷物の運送を引き受けるときに、次の事項を記載した送り状を第六条第一項に定めるボックス1本ごとに発行します。

一　第三条第一項各号の事項（以下「お届け希望日」と「お届け時間帯」をあわせて「配達日時」といいます。）

二　荷物の運送を引き受けた営業所その他の事業所の名称または商号

三　荷物受取日

四　運賃及び料金（オプション作業その他運送に関する費用の額。）

五　問い合わせ窓口電話番号

六　その他荷物の運送に関し必要な事項

2　当店は送り状に記載すべき前項の内容を、電磁的方法等により提供する場合があります。

（荷物の種類及び性質の確認）

第五条　当店は、送り状に記載された荷物の品名、重量、個口数及び性質につき荷送人が第三条第一項に基づいて通知した内容に疑いがあるときは、荷送人の同意を得て、その立会いの上で、これを点検することがあります。

2　当店は、前項の規定により点検をした場合において、荷物の品名、重量、個口数及び性質が、荷送人が第三条第一項に基づいて通知した内容と異ならないときは、荷送人に対し、点検により生じた損害の賠償をします。

3　当店が、第一項の規定により点検をした場合において、荷物の品名、重量及び性質が、荷送人が第三条第一項に基づいて通知した内容と異なるときは、荷送人には点検に要した費用を負担していただきます。

（荷造り）

第六条　当店は、荷物をロールボックスパレットに積載し、送り状に記載された配達先まで運送します。

2　荷送人は、荷物を、重量、容積、性質等に応じて、運送に適するように荷造りしなければなりません。

3　当店は、荷物の荷造りが運送に適さないときは、荷送人に対し必要な荷造りを要求し、又は荷送人の負担によりオプション作業の範囲内で当店が必要な荷造りを行う場合があります。

（引受拒絶）

第七条　当店は、次の各号の一に該当する場合には、運送の申込みを拒絶し、また運送の申込み引受け後に発覚した場合は、引受けを解除できるものとします。

一　当該運送の申込みが、この運送約款によらないものであるとき。

二　荷送人が、第三条第一項各号の事項を通知せず、又は第五条第一項の規定による点検に同意しないとき。

三　荷造り又は荷物の重量がボックス積載での運送に適さないとき。

四　当該運送に関し、荷送人から特別の負担を求められたとき。

五　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認められる運送、信書の運送等当該運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。

六　荷送人又は荷受人が次に掲げるものであるとき。

ア　暴力団、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は、暴力団関係者その他の反社会的勢力であると認められるとき。

イ　暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であると認められるとき。

ウ　法人でその役員のうち暴力団に該当する者があると認められるとき。

エ　当店に対し暴行、脅迫等の犯罪行為又は不当要求を行う者（荷受人にあっては、同様の行為が行われる蓋然性が極めて高いと当店が判断する者を含む。）であると認められるとき。

七　荷物が次に掲げるものであるとき。

ア　火薬類その他の危険品、不潔な物品等他の荷物に損害を及ぼすおそれのあるもの

イ　当店で荷物の性質により、特に引受けを拒絶すると定めた次のもの

●　現金及び小切手、手形、株券その他の有価証券類

●　クレジットカード、キャッシュカード等のカード類

●　遺骨、位牌、仏壇

●　美術品、貴金属、宝石類、イリジウム、タングステン等の稀金属

●　銃砲刀剣類

●　犬、ネコ、小鳥等の家畜・生動物類

●　再発行が困難な受験票、パスポート、車検証類

●　再生不可能な記念品、原稿、原図、テープ、フィルム類

●　花火、灯油、ガスボンベ、シンナー等、発火性、引火性、揮発性のある物品

●　毒物及び劇物類

●　複数の個人情報が内容物に含まれたもの

●　産業廃棄物

●　ばら積貨物

●　引越荷物

八　天災その他やむを得ない事由があるとき。

2　当店は運送を引き受けた後に前項各号に該当することを知った場合には、直ちに運送を中止し、荷送人と対応について協議します。ただし、前項第五号又は第六号に該当する場合には、運送を行わない旨を遅滞なく荷送人に通知した上で、荷物を荷送人に返送します。

3　前項による返送に要した費用は、荷送人の負担とする場合があります。

（外装表示）

第八条　当店は、ボックスの外装に第四条に掲げる事項その他必要な事項を記載した書面を貼り付けます。（ただし、第四条第一項第四項の内容は記載しない場合があります。）

（運賃、料金等の収受方法）

第九条　当店は、荷物を受け取る時に、国土交通大臣に届け出た運賃、料金（オプション作業その他運送に関する費用）（以下「運賃等」という。）を荷送人から収受します。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、荷物を引き渡す時に運賃等を荷受人から収受することを認めることがあります。

3　前二項の場合において、運賃等の額が確定しないときは、当店は、その概算額の前渡しを受け、運賃等の確定後荷送人に対し、その過不足分を精算します。

4　運賃等は、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

5　当店は、収受した運賃等の割戻しはしません。

（連絡運輸又は利用運送）

第十条　当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた荷物を他の運送機関と連絡して、又は他の貨物自動車運送事業者の行う運送若しくは他の運送機関を利用して運送することがあります。

第二節　引渡し

（引渡しを行う日等）

第十一条　当店は、送り状に記載された次の日時に荷物を引き渡します。ただし、交通事情等により、お届け希望日の翌日に引き渡すことがあります。

一　送り状に「お届け時間帯」の記載がある場合

お届け希望日のお届け時間帯

二　送り状に「お届け時間帯」の記載がない場合

お届け希望日

（荷受人以外の者に対する引渡し）

第十二条　当店は、送り状記載の荷受人が代理と認める者又は配達先における従業員若しくはこれに準ずる者に対する荷物の引渡しをもって荷受人に対する引渡しとみなします。

（荷受人等が不在の場合等の処置）

第十三条　当店は、荷受人又は前条に規定するものが不在のため引渡しを行えない場合は、荷物を持ち戻り、営業所その他の事業所で荷物を保管します。

2　当店は、前項で荷物を持ち戻った際には、遅滞なく荷送人に連絡し、処理について指図を求めます。なお、荷受人の責に帰すべき事由より再配達を行った場合は、荷送人にその費用を請求する場合があります。

3　当店は、荷受人から、当店が定める方法により依頼された場合には、荷物の引渡日時及び配達先を変更して引き渡すことがあります。

（引渡しができない場合の措置）

第十四条　当店は、荷受人を確知することができないとき、荷受人が荷物の受取りを拒んだとき、又は荷受人が荷物を受け取ることができないと認識したときは、遅滞なく荷送人に対し、相当の期間を定め荷物の処理につき指図を求めます。

2　当店が前項に規定する指図の請求及びその指図に従って行った処理に要した費用は、荷送人の負担とします。

（引渡しができない荷物の処分）

第十五条　当店は、相当の期間内に前条第一項に規定する指図がないときは、荷送人に対し予告した上で、その指図を求めた日から三月経過した日まで荷物を保管した後、公正な第三者を立ち会わせて荷物の売却その他の処分をすることができます。ただし、荷物が変質又は腐敗しやすいものである場合であって、相当の期間内に指図がないときは、荷送人に対し予告した上で、直ちに荷物の売却その他の処分をすることができます。

2　当店は、前項の規定により荷物を処分したときは、遅滞なくその旨を荷送人に対して通知します。

3　当店は、第一項の規定により荷物を処分したときは、その処分により得られた代金を、当店の荷送人に対する指図の請求並びに荷物の保管及び処分に要した費用に充当し、その上で不足があるときは荷送人に不足額の支払いを請求し、余剰があるときはこれを荷送人に返還します。

第三節　指図

（指図）

第十六条　荷送人は、当店に対し、荷物の運送の中止、返送、転送その他の処理につき指図をすることができます。

2　前項に規定する荷送人の権利は、荷受人に荷物を引渡したときは、行使することができません。

3　第一項に規定する指図に従って行う処理に要する費用は、荷送人の負担とします。

（指図に応じない場合）

第十七条　当店は、運送上の支障が生ずるおそれがあると認める場合には、前条第一項の規定による指図に応じないことがあります。

2　当店は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なく、その旨を荷送人に通知します。

第四節　事故

（事故の際の措置）

第十八条　当店は、荷物の滅失を発見したときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

2　当店は、荷物に著しい損傷を発見したとき、又は荷物の引渡しがお届け希望日より著しく遅延すると判断したときは、遅滞なく荷送人に対し、相当の期間を定め荷物の処理につき指図を求めます。

3　当店は、前項の場合において、指図を待ついとまがないとき、又は当店の定めた期間内に指図がないときは、荷送人の利益のために、その荷物の運送の中止、返送その他の適切な処理をします。

4　当店は、前項の規定による処理をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

5　第二項の規定にかかわらず、当店は、運送上の支障が生ずると認める場合には、荷送人の指図に応じないことがあります。

6　当店は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

7　当店が第二項に規定する指図の請求及び指図に従って行った処理又は第三項の規定によって行った処理に要した費用は、荷物の損傷又は遅延が荷送人の責任による事由又は荷物の性質若しくは欠陥によるときは荷送人の負担とし、その他のときは当店の負担とします。

（危険品等の処理）

第十九条　当店は、荷物が第七条第一項第七号アに該当するものであることを運送中に知ったときは、いつでも荷物の取卸し、破棄その他運送上の損害を防止するための処理をすることができます。

2　前項に規定する処理に要した費用は、すべて荷送人の負担とします。

3　当店は、第一項の規定による処理をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

（事故証明書の発行）

第二十条　当店は、荷物の全部滅失に関し証明の請求があったときは、その荷物のお届け希望日から1ヶ月以内に限り、事故証明書を発行します。

2　当店は、荷物の一部滅失、損傷又は遅延に関し、その数量、状態又は引渡しの日時につき証明の請求があったときは、当該荷物を引渡した日の当日に限り、事故証明書を発行します。

第五節　オプション作業

（申込みの引受け後にオプション作業を追加する場合の措置）

第二十一条　当店は、荷物の運送の申込み引受け後に、荷送人または荷受人の指図により、オプション作業を追加で実施する場合は、その費用を荷送人から追徴します。

2　前項に関わらず、当店は、運送上の支障が生ずるおそれがあると認められる場合には、オプション作業の追加実施について荷送人または荷受人の指図に応じないことがあります。

3　当店は、第一項で荷受人の指図によりオプション作業を実施した場合は、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

（申込みの引受け後にオプション作業を中止する場合の措置）

第二十二条　荷送人又は荷受人は、当店が荷物の運送の申込み引受け後、自己の都合により、オプション作業の中止の指図をすることができます。

2　前項にかかわらず、当店は、荷送人又は荷受人から中止の指図を受けた場合において、運送上の支障が生ずるおそれがあると認めるとき、又は指図された時点で作業が完了しているときには、その指図に応じないことがあります。

3　当店が第一項による指図を受けてオプション作業を中止したとき、当店は、当該オプション作業の販売額を払い戻します。ただし、作業日当日に受けた指図によってオプション作業を中止した場合には、当該オプション作業の販売額の払戻しに応じないことができるものとします。

（待機時間料）

第二十三条　当店は、車両が荷物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により待機した時間（荷送人又は荷受人が荷物の積込み若しくは取卸し又は当店においてオプション作業を行う場合における待機した時間を含む。）に応じて、当店が別に定める料金を請求できるものとします。

第六節　責任

（責任の始期）

第二十四条　荷物の滅失、損傷についての当店の責任は、当店が荷物を荷送人から受け取った時に始まります。

（責任と挙証）

第二十五条　当店は、荷物の受取から引渡しまでの間にその荷物が滅失し若しくは損傷し、若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じ、又は荷物が延着したときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当店が、自己又は使用人その他運送のために使用した者が荷物の受取、運送、保管及び引渡しについて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りではありません。

（荷送人の申告が不実、不備であった時の責任）

第二十六条　当店は、荷送人の申告が不実又は不備であったために生じた損害については、その責任を負いません。

2　前項の場合において、当店が損害を被ったときは、荷送人はその損害を賠償しなければなりません。

（免責）

第二十七条　当店は、次の事由による荷物の滅失、損傷、遅延その他の損害については、損害賠償の責任を負いません。

一　当該荷物の欠陥、自然の消耗

二　当該荷物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由

三　同盟罷業、同盟怠業、社会的騒擾その他の事変又は強盗

四　不可抗力による火災

五　予見できない異常な交通障害

六　地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れ等その他の天災

七　法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し

八　荷送人又は荷受人の故意又は過失

（引受け制限荷物等に関する特則）

第二十八条　第七条第一項第五号に該当する荷物については、当店は、いかなる理由であっても、その滅失、損傷又は遅延について損害賠償の責任を一切負いません。

2　第七条第一項第七号に該当する荷物については、当店がその旨を知らずに運送を引き受けた場合は、当店は、荷物の滅失、損傷又は遅延について、損害賠償の責任を負いません。

3　壊れやすいもの、変質又は腐敗しやすいもの等運送上の特段の注意を要する荷物については、荷送人がその旨を当店に通知しなかったことにより生じた荷物の滅失又は損傷について、損害賠償の責任を負いません。

（責任の特別消滅事由）

第二十九条　荷物の損傷又は一部滅失についての当店の責任は、荷受人が留保しないで荷物を受け取ったときは、消滅します。ただし、荷物に直ちに発見することのできない損傷又は一部滅失があった場合において、荷受人が荷物の引渡しの日から十四日以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りではありません。

2　前項の規定は、当店が損傷又は一部滅失を知って荷物を引き渡した場合には、これを適用しません。

（損害賠償の限度額）

第三十条　当店は、荷物の滅失による損害については、荷物の価格（発送地における荷物の価格をいう。以下同じ。）を基準に、1送り状ごとに500万円の責任限度額（以下「限度額」という。）の範囲内で賠償します。

2　複数の個人情報が含まれた荷物が滅失するなどにより、荷物に関して第三者損害賠償責任等の損害が生じた場合についても、当店は、前項の限度額の範囲内で賠償します。

3　当店は、荷物の損傷による損害については、荷物の価格を基準として損傷の程度に応じ限度額の範囲内で賠償します。

4　当店は、荷物の遅延による損害については、荷物の引渡しがお届け希望日の翌日までに行われなかったことにより生じた財産上の損害を運賃等の範囲内で賠償します。ただし、当店が別に定める時間指定に係る料金を収受して運送を引き受けた場合は、荷物の引渡しが指定日時までに行われなかったことにより生じた財産上の損害を運賃等の範囲内で賠償します。

5　前項の規定は、第十三条第一項に規定する場合にあっては、一切責任を負いません。

6　荷物の滅失又は損傷による損害及び遅延による損害が同時に生じたときは、当店は、第一項、第二項又は第三項の規定及び第四項の規定による損害賠償の限度額を合計した範囲内で賠償します。

7　前項の規定にかかわらず、当店の故意又は重大な過失によって荷物の滅失、損傷又は遅延が生じたときは、当店は、それにより生じた一切の損害を賠償します。

（運賃払戻し等）

第三十一条　当店は、天災その他やむを得ない事由又は当店の責任による事由によって、荷物に滅失、著しい損傷が生じたときは、運賃等を払い戻します。この場合において、当店が運賃等を収受していないときは、これを請求しません。

（除斥期間）

第三十二条　当店の責任は、荷物の引渡しがされた日（荷物の全部滅失の場合にあっては、その引渡しがされるべき日）から一年以内に裁判上の請求がされないときは、消滅します。

2　前項の期間については、荷物の滅失等による損害が発生した後に限り、合意により延長することができます。

（連絡運輸又は利用運送の際の責任）

第三十三条　当店が他の運送機関と連絡して、又は他の貨物自動車運送事業者の行う運送又は他の運送機関を利用して運送を行う場合においても、運送上の責任は、この約款により当店が負います。

（荷送人の賠償責任）

第三十四条　荷送人は、荷物の欠陥又は性質により当店に与えた損害について、損害賠償の責任を負わなければなりません。ただし、荷送人が過失なくしてその欠陥若しくは性質を知らなかったとき、又は当店がこれを知っていたときは、この限りでありません。

令和三年一月

沖縄ヤマト運輸株式会社

沖縄県糸満市西崎町四丁目二一番地三